

厚生連仙北訪問看護ステーション 掲示

1. 事業者

事業者名称	秋田県厚生農業協同組合連合会
住所	秋田県秋田市八幡南二丁目 10 番 16 号
法人種別	農業協同組合連合会
代表者役職及び氏名	代表理事理事長 小野地 章一
電話番号	018-864-2621 (代)

2. 事業の概要

事業所名称	厚生連仙北訪問看護ステーション
所在地	秋田県大仙市大曲通町 8 番 65 号
電話番号	0187-63-2111 (代)
管理者	古屋 英理子
通常サービス提供地域	大仙市、美郷町
事業所番号	0560890113

3. 事業所の職員の体制

管理者	看護師	1 名
看護師等	看護師	常勤職員 3 名以上 (常勤職員のうち 1 名は管理者と兼務)
事務		1 名

4. 営業日および営業時間

営業日	月曜日から金曜日
営業時間	8 時 30 分から 17 時まで
休業日	土曜日・日曜日 国民の祝日に関する法律に規定する休日 8 月 13・14 日 12 月 30 日から 1 月 3 日まで

※営業時間外は、電話等により連絡や訪問が可能な体制をとっています。

5. 利用料金

(別に掲示していますので参照ください)

6. 看護内容

①病状・障害の観察	⑥療養生活や介護方法の指導
②清拭・洗髪・入浴介助などの清潔保持	⑦認知症の看護
③食事や排泄など日常生活の世話	⑧ターミナルケア
④褥瘡の予防および処置	⑨リハビリテーション
⑤カテーテルの管理	⑩その他医師の指示による医療処置

7. 相談・苦情窓口

訪問看護に関する相談・苦情については下記の窓口で対応します。

電話番号	0187-63-2111
担当者	管理者 古屋 英理子
対応時間	平日 8:30~17:00

8. 秘密の保持・個人情報の取り扱いについて

従事者は業務上知得たご利用者及びご家族の個人情報を、正当な理由がある場合を除いて、契約中及び契約終了後においても第三者に提供することはありません。事業所は従事者であった者が、その個人情報を第三者に漏洩することがないように、必要な措置を講じることとします。(別にも掲示していますので参照ください)

9. 緊急時の対応

看護師等が訪問看護を実施中に、ご利用者の病状に急変その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行います。

10. 記録の整備

利用者に対する介護支援サービス提供に際し、作成した記録、書類を完了日より 5 年間保存します。

11. ハラスメント対策

利用者・家族等が職員へ暴力、ハラスメント行為を行った場合及び職員が利用者家族等への暴力行為を行った場合は、サービスを中止し、状況の改善や理解が得られない場合は、契約を解除する場合があります。

12. 高齢者虐待防止に関する事項

- ①利用者等の人権擁護・虐待防止のため虐待防止に関する責任者を設置し職員に対する虐待防止の啓発、普及するための研修を実施する等の措置を講じます。
- ②虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は速やかに市町村に通報します。

13. 身体的拘束の禁止

原則として身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。ただし、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するための緊急やむを得ない場合は身体拘束等を行うことがあります。行動を制限する場合は、利用者の家族等に十分な説明を行い、同意を得ると共に、その態様および期間その際の利用者の心身の状況並びにやむを得ない理由及び経過について記録します。

14. 事業継続計画の策定

- ①感染症や災害が発生した場合でも利用者に対する指定訪問看護の提供を継続的に実現するための計画を策定しています。
- ②感染症及び災害に係る研修及び訓練を定期的に行います。

15. 衛生管理

感染症の予防及びまん延防止に務め、研修及び訓練を定期的に行い、感染対策の質向上に努めます。

16. その他

介護保険法その他の関係法令の定めに基づき訪問看護の提供を行います。なお介護保険法その他の関係法令で定められていない事情について疑義が生じた場合は利用者様と事業者双方が誠意を持って協議により定めます。

※その他、不明な点については職員へお問い合わせ下さい。

以上